

Ⅲ 調査票の記入を終えて

1 内容の点検

調査票の記入が終了したら、「事業所番号」、「産業分類番号」をはじめ「各調査項目」ごとにもう一度目をとおり、もともになる帳簿及び前月分の報告数字と照らし合わせて、記入誤り等がないかどうかを確かめてください。

2 調査票の提出

記入内容の点検の終わった調査票は、調査対象月の翌月10日までに、都道府県統計主管課に提出してください。

提出期日に間に合わないときは、都道府県統計主管課に連絡して、その指示に従ってください。

3 照 会

提出していただいた調査票は、内容を審査し、疑問が生じた場合には、文書又は電話等によって照会することがあります。その際はなるべく早く内容を確認のうえ御回答ください。

4 事業所の変更又は廃止

事業所の名称若しくは所在地について変更があったとき、又は事業を廃止したときは、都道府県統計主管課に連絡してください。